

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日は、
休日は、
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 自動車税等の課税地
国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の
都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
結核予防法による医療機関の指定
肥料の分析検査の結果の概要
土地改良区の役員の就退任
土地改良区の清算人の退任
土地の用途廃止
- ◇ 告 示 土地区画整理事業計画の変更の認可
猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第二百六十四号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第八条第三項

の規定に基づき、次に掲げる者が所有する自動車に係る自動車税の賦課期日現在におけるこれらの者の県内の主たる事務所、事業所等の所在地を、これらの者が所有する自動車に係る自動車税並びにその延滞金及び滞納処分費の課税地として指定する。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- | 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|--------------------|
| 日ノ丸ハイヤー株式会社 | 鳥取市吉方二百九十六番地 |
| 日ノ丸自動車株式会社 | 鳥取市今町二丁目百五十三番地 |
| 日ノ丸トラック株式会社 | 鳥取市新品治町一番地 |
| 日本交通株式会社 | 鳥取市吉方七百九十七番地の五 |
| 日本通運株式会社 | 東京都千代田区外神田三丁目十二番九号 |

鳥取県告示第二百六十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に關する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の年月日
渡部 医院	境港市渡町 二九三の三番地	昭和四十三年三月一日
早瀬 医院	鳥取市川端五丁目 一〇六番地	二十一日

水酸化苦土肥料	炭酸カルシウム肥料	消石灰	"	"	"	"	"	"	"	"
宇部化学工業株式会社	清水工業株式会社	足立石灰工業株式会社	中山石灰工業株式会社	重安石灰株式会社	北条町農業協同組合	鳥取県経済農業協同組合連合会	協和醸酵工業株式会社	三菱化成工業株式会社	宇部化成肥料株式会社	セントラル硝子株式会社
二	三	二	二	二	二	一四	三	四	三	三
○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○

鳥取県告示第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があったので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

久米ヶ原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	藤原善夫	倉吉市不入岡
"	坂本一夫	" 服部
"	竹信良之	" 上米積
"		" 横田

監事	川田正之	横田
"	吉岡永美	上福田
"	長田義人	国府
"	可世木吉雄	上福田
"	谷口保清	大谷
"	石亀政明	服部
"	山増孝太郎	今在家
"	藤本秋富	上福田
"	岡本実	今在家
"	小谷辰蔵	国分寺
"	岩本猛義	上米積
"	谷本兼蔵	国府
"	岡本隆保	上福田
"	中井千代蔵	上福田
"	田中敏	国府
"	河原条元蔵	下福田
"	松井薫	福光
"	筏津栄俊	別所
"	武本俊治	下米積
"	山崎良延	尾原
"	田淵清春	下福田

就任した役員の氏名及び住所

理事	中川秀義	倉吉市上福田九二八
"	可世木正夫	六五三

昭和四十三年二月十日役員選挙の結果当選し二月十七日就任 任期四年

大田 武雄	石脇 美夫	市田 寿雄	秋吉 正之	宮田 鉄藏	小谷 欣之輔	岩本 猛義	谷本 遠次郎	福井 勲	杉本 孝教	池本 良信	河本 一明	岡本 文吉	田中 明	小谷 寿男	谷口 保清	長谷川 喜一郎	矢城 貞義	筏津 友春	熊谷 輝雄	山本 晃	長田 義人	米田 勇
服部三二一	七九九	今在家一一	下福田七二二	今在家一〇	下米積三六一	上米積三七一	四一一	下福田三五三	上福田三三五	東伯郡大栄町大字東高尾五〇八	倉吉市福光四一四	国分寺八三	大沢九九九ノ四四	国府三五一	大谷一九六ノ五	横田七〇六	六九三	別所一二七	四七〇	福光二七七	国府四六〇	下米積五五一

鳥取県告示第二百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から清算人が退任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日吉津村海川土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

坂本 賢 顕	三島 竹 松	橋田 正 勝	元田 祐 好	高石 正 一	大江 季 市	川原 幸 一	大東 房 寿	石田 初 蔵	高田 国 雄	齊下 一 男	松本 武 夫	坪内 正 雄	橋本 勝 二	村上 栄 太郎
西伯郡日吉津村大字日吉津七〇〇	七二二	六四〇	六四八	六三五	六七五	七一五	一、六四一ノ三	七三一の一	七三一	六七八	大字今吉五六	米子市二本木一、〇五八	西伯郡淀江町大字佐陀五六七	日吉津村大字日吉津八八八の七

鳥取県告示第二百七十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年四月十二日から用途廃止した。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破、二 朗

場	所	面 (平方尺)	用途
八頭郡智頭町大字岩神字藤ノ木三九一ノ三番地先		二〇・三二	水路敷

鳥取県告示第二百七十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年四月十二日から用途廃止した。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破、二 朗

場	所	面 (平方尺)	用途
八頭郡家町大字稻荷字中河原六五番地の一地先		二七・六五	道路敷
"	字土居根九三番地先	二九・七〇	水路敷
"	"	四〇・〇〇	道路敷

鳥取県告示第二百七十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年四月十二日から用途廃止した。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破、二 朗

場	所	面 (平方尺)	用途
米子市法勝寺町一〇ノ二番地先から 紺屋町一〇四ノ二番地先まで		八・八〇	水路敷

鳥取県告示第二百七十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年四月十二日から用途廃止した。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破、二 朗

場	所	面 (平方尺)	用途
米子市東福原字西原荒神辺三三四ノ二番地先から 三三三ノ五番地先まで		一一三・八八	道路敷
"	字悪水樋東二七七ノ二番地先	八八・五六	水路敷

鳥取県告示第二百七十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年四月十二日から用途廃止した。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破、二 朗

場	所	面 (平方尺)	用途
鳥取市生山字道ノ下二二〇ノ九番地先から 二〇八ノ一番地先まで		四四五・六七	水路敷
"	二〇八ノ二番地先	一五・三八	"
"	字橋詰一六ノ二番地先から 一七番地先まで	三一七・七一	"

一五ノ二番地先	四九・一三	〃
字道ノ下二〇八ノ二番地先から 字橋詰一五ノ一番地先まで	一一五・三三	道路敷
字道ノ下二〇八ノ一番地先から 二一〇ノ九番地先まで	一三五・六〇	〃

鳥取県告示第二百七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第九項の規定に基づき、鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業

二 事務所の所在地

鳥取市尚徳町百六十番地

三 事業計画の認可の年月日

昭和三十七年二月二十日

四 変更認可の年月日

昭和四十三年三月三十日

鳥取県告示第二百七十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第九項の規定に基づき、境港市計画下の川土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規定によ

り次のとおり告示する。

昭和四十三年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

境港市計画下の川土地区画整理事業

二 事務所の所在地

境港市上道町一、六〇〇

三 事業計画の認可の年月日

昭和三十六年七月二十八日

四 変更認可の年月日

昭和四十三年三月三十日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和43年4月12日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和43年5月6日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、郡家、智頭及び浜村 の各警察署の管内に居住する者

昭和43年5月8日 午後1時から	倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に 居住する者
昭和43年5月10日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警 察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者、講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間
 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額 (500円) に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印